

居宅介護支援 重要事項説明書

株式会社ケアネット徳洲会
居宅介護支援センター札幌南

居宅介護支援 重要事項説明書

令和6年9月1日作成

事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 011-887-6343 (月～金曜日 8:30～17:00)

FAX 011-881-7128

担当 佐伯 真寿美(主任介護支援専門員) 山越 千鶴(介護支援専門員)

居宅介護支援センター札幌南の概要

居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援センター札幌南
所在地	札幌市清田区里塚2条2丁目4-21
指定事業所番号	居宅介護支援事業 札幌市指定第 0170512677 号
サービスを提供する 実施地域	札幌市内全域

職員体制

	常勤	非常勤	備考
管理者	1名		主任介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	1名		
主任介護支援専門員			

計2名

営業時間および休日

月～金曜日 午前8時30分～午後5時

(土曜・日曜・12月30日～1月3日は休業)

サービスの方針

利用者の特性と能力に応じ、自立した生活が営めるよう、居宅サービス計画を作成します。

利用者の心身状況、おかれている環境に応じて、利用者の選択を尊重し、利用者本位のサービス提供を心がけます。

十分な説明と同意に基づいたサービス提供を心がけます。

提供されるサービスが特定の種類または事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。利用者は居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であるとともに、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが、いつでもできます。

適切な保健医療サービスおよび市町村、他の事業所、介護保険施設との連携につとめます。

居宅サービス計画作成後においても、利用者およびその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等を行います。

利用者の求めによりサービス提供記録を開示します。

病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。

介護支援専門員によるサービスの内容

- 居宅サービス計画作成にあたっての訪問、状況把握
- 居宅サービス計画の作成、説明、同意、交付、モニタリング
- 給付管理業務
- サービス担当者会議の開催、連絡調整
- 介護認定申請の援助
- 介護保険施設等の紹介

利用料金（契約書第 11 条）

居宅介護支援費

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため、利用者負担はありません。ただし、何らかの理由により、法定代理受領ができなくなった場合、1 か月につき下記の料金表に基づく利用料をいただき、当施設が発行するサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

基本利用料（1 月あたり）

	要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費（Ⅰ）(i)	11,088 円	14,406 円

（Ⅰ）(i) 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 件未満の場合

加算減算関係（1月あたり）

初回加算	3,063 円	新規に認定を受けて、居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携 加算	2,552 円（Ⅰ） 2,042 円（Ⅱ）	（Ⅰ）利用者の入院にあたり、当該病院又は診療所の職員に対して、 入院当日 に利用者に係る必要な情報を提供した場合 （Ⅱ）利用者の入院にあたり、当該病院又は診療所の職員に対して 入院日の翌日又は翌々日 に利用者に係る必要な情報を提供した場合
退院・退所加算	4,594 円 ～9,189 円	病院又は診療所に入院、若しくは介護保険施設に入所している利用者が、退院・退所に向け、それらの職員と面談した場合
通院時情報連携 加算	510 円	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042 円	病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
ターミナルケア マネジメント加算	4,084 円	在宅で死亡した利用者に対して 終末期医療やケアの方針に関する利用者や家族の意向を把握し 、死亡日及び死亡日 1 4 日以内に 2 日以上在宅訪問を行った場合
特定事業所加算	5,298 円(Ⅰ) 4,298 円(Ⅱ) 3,297 円(Ⅲ) 1,021 円(A)	（Ⅰ）①常勤専従の主任介護支援専門員を 2 名以上配置②常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置③中重度の利用者の占める割合が 40% 以上であることに加え、（Ⅱ）②～⑧、⑩～⑫の要件を満たす場合 （Ⅱ）①常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置②留意事項に係る伝達事項等を目的とした定期的な会議の開催③24 時間連絡・相談体制を確保④介護支援専門員に対し、計画的に研修実施⑤支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供⑥ 集中減算 の適用を受けていない⑦介護支援専門員 1 人当たり件数が 45 人 以上でない⑧法定研修等における実習受入事業所となるなど、人材育成への協力体制の整備を行っている場合⑨常勤専従の

		主任介護支援専門員を 1 名以上配置している ⑩他法人事業者との共同事例検討会等を実施 ⑪ヤングケアラー等への支援に関する事例検討会や研修等へ参加している⑫必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービスが包括的に提供されるような計画を作成している場合 (Ⅲ)常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上、常勤専従の介護支援専門員を 2 名以上配置していることに加え、(Ⅱ) ②～⑧、⑩～⑫の要件を満たす場合 (A) 常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上、常勤専従の介護支援専門員を 1 名以上、非常勤の介護支援専門員を 1 名以上配置していることに加え、(Ⅱ) ②～⑧、⑩～⑫と同等の要件を満たす場合
同一建物減算	基本利用料に対し 5%減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にケアマネジメントを行う場合

※札幌市地域加算が含まれています。

※加算減算の算定にあたっては、それら要件を満たした場合のみ算定

交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する実施地域以外の方の場合、以下の交通費が発生します。

実施地域を超える地点から片道おおむね 5 キロメートル未満 1 1 0 円 (税込)

実施地域を超える地点から片道おおむね 5 キロメートル以上 2 2 0 円 (税込)

解約料

利用者は、いつでも契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

居宅介護支援の申込からサービス提供までの流れ

【別紙】 サービス利用の流れ 参照

契約の終了について (契約書第 1 2 条・第 1 3 条)

利用者は、事業者に対して契約の終了を希望する日の 7 日前までに申し出ること、契約を終了することができます。ただし、利用者の病状の急変、緊急の入院等のやむを得ない事情がある場合には、契約の終了を希望する 7 日前以内であっても、申し出により、この契約を終了すること

ができます。

次の場合、利用者が事業所に申し出を行うことにより、事前の申し出の期間なしに、この契約を終了することができます。

- ・事業者が正当な理由なしに居宅介護支援の提供を行わない場合
- ・事業者が守秘義務に反した場合
- ・事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

次の事由に該当した場合は、この契約は自動終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援１、要支援２と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

事業者は、事業規模の縮小、事業所の休廃止等、この契約に基づく居宅介護支援の提供が困難になるなどのやむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、この契約の解除を予定する日から１か月以上の期間において、利用者に解約理由を示した文書を通知することにより、この契約を解除することができます。

次の場合、事業者は１か月以上の期間の事前申し出なしに、契約を解除することができます。

- ・利用者がこの契約に定める利用料等の支払いを２か月以上遅滞し、文書による利用料等の支払い催告を行ったにもかかわらず、催告の日から１４日以内にその支払いがなかった場合
- ・利用者またはその家族などが、事業者やその従業者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

秘密の保持および個人情報の保護について（契約書第１４条）

サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密および個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。

予め文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で情報提供を行います。

事故発生時の対応（契約書第１６条）

事故が発生した場合は、利用者に対して、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族等および関係諸機関に事故発生状況および今後の対応等について報告いたします。

事故等により要介護認定に影響する可能性がある場合には、市町村（保険者）に事故の概要を報告します。

事業者は、利用者に居宅介護支援の提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償します。

ただし、以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合

契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合

契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が生じた場合

サービス内容に関するご相談・苦情（契約書第15条）

当事業所の居宅介護支援サービス提供に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供される各サービスについてのご相談・苦情を以下の窓口にて承ります。

苦情相談窓口	居宅介護支援センター札幌南 管理者 佐伯 真寿美 電話 011-887-6343 FAX 011-881-7128 受付時間 8:30～17:00 ※土・日休み
--------	--

以下の窓口でも相談や苦情を承ります。

外部苦情申立機関	北海道国民健康保険団体連合会 電 話 011-231-5175 受付時間 9:00～17:00 ※土・日・祝祭日休み
	清田区役所 保健福祉課 相談担当 電 話 011-889-2400 受付時間 9:00～17:00 ※土・日・祝祭日休み

当法人の概要

法 人 名	株式会社ケアネット徳洲会
代 表 者	代表取締役 深川 大功
主たる事務所の所在地	東京都千代田区麹町二丁目3番地3号 FDC麹町ビル4階
法人種別	株式会社
設立年月日	平成17年3月31日
電話番号	03-3222-1181
ホームページアドレス	http://www.care-net.co.jp

令和6年4月1日施行

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者 株式会社ケアネット徳洲会

代表者 代表取締役 深川 大功

事業所 居宅介護支援センター札幌南

説明者 署名 _____ 印

居宅介護支援事業所契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、同意の上、交付を受けました。

契約者氏名

利用者 署名 _____ 印

代理人 署名 _____ 印